日本基準トピックス

「会社法の一部を改正する法律」の施行等に伴う 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関 する規則」等の改正案の公表(金融庁)



2020年11月17日 第412号

■ 主旨

- 2020 年 11 月 6 日、金融庁は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号。以下「改正会社法」という)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第 71 号) の施行等に伴い、金融庁関係政府令等の改正案を公表しました。
- 金融庁関係政府令等の改正案には、改正会社法により取締役等の報酬等として株式を無償交付することができるようになったことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等について所要の規定の整備を行う提案が含まれます(以下、「本改正案」とする)。
- 本改正案に対するコメント募集期限は、2020年12月7日となっています。
 - 原文については、金融庁のウェブサイトをご覧ください。

経緯

改正会社法により、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)第 202 条の 2 において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に 規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行 等を行う場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められました。これを受けて、金融庁は、以下の改正 案を公表しました。

- 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)
- 「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「連結財務諸表規則」とする)
- 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「中間財務諸表等規則」とする)
- 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「中間連結財務諸表規則」とする)
- 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期財務諸表等規則」とする)
- 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期連結財務諸表規則」とする)
- 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)



改正内容

本改正案において提案されている改正の内容は、以下のとおりです。

定義の追加

自社株式オプションの定義に、「金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利」を追加する提案がされています(財務諸表等規則第8条25、連結財務諸表規則第2条21)。

貸借対照表

純資産の部の分類に新たに「株式引受権」を追加し、株式引受権を「株式引受権」の科目をもって掲記することが提案されています(財務諸表等規則第59条、第67条の2、連結財務諸表規則第42条、第43条の2の2、中間財務諸表等規則第32条、第36条の2の4、中間連結財務諸表規則第44条、第45条の2の2、四半期財務諸表等規則第48条、第50条の2、四半期連結財務諸表規則第54条、第56条の2)。



(出典:「「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行(1年3月以内施行及び1年6月以内施行)等に伴う金融庁関係政府令等の改正案の公表について」の(別紙16)より一部抜粋)

株主資本等変動計算書

经计算十层

株主資本等変動計算書の分類に新たに「株式引受権」を追加し、当期首残高、当期変動額(一括して記載する。ただし、主な変動事由ごとに記載または注記することを妨げない)および当期末残高に区分して記載することが提案されています(財務諸表等規則第100条、第104条の2、連結財務諸表規則第71条、第74条の2、中間財務諸表等規則第59条、第63条の2、中間連結財務諸表規則第72条、第75条の2)。

	40.00														(単位:	(F))	
	传主資本										評価・検算之額等				株式引	首株子	234
	資本金	資本剩余金			利益制企金				自己株	株主資	その相	神是へ	土地市	評価・	交權	Y/R	部計
		编金	その他	1.77	利益準備企	その他利益野会会		利益制	式	本合計	有施証		开新花	検算差			
			資本制金金			××精 企会	機材利 益製泉 全	杂金合 計			分評価 示額会	益	加金	類等合 計			
与财政秩序	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	KKK	XXX	Δ×××	XXX	XXX	XXX	XXX	$\times \times \times$	XXX	XXX	XXX
5回定6回																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX							XXX
報令会の配当					XXX		$\Delta x \times x$	AXXX		AXXX							ΔXX
当期间利益							XXX	XXX		XXX							XXX
自己組みなの総分									XXX	MXX							XXX
																	XXX
株主資本以外の項目の 当期変数額 (補助)											×××	×××	xxx	×××	×××	xxx	xxx
古柳末般組合計	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	KXX	3000	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	30 X X
与职主代点	XXX	xxx	XXX	XXX	XXX	×××	xxx	XXX	ΔXXX	xxx	XXX	xxx.	xxx	xxx	xxx	XXX	XXX

(出典:「「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行(1年3月以内施行及び1年6月以内施行)等に伴う金融庁関係政府令等の改正案の公表について」の(別紙16)より一部抜粋)

ストック・オプションもしくは自社株式オプションの付与または自社の株式の交付に関する注記

ストック・オプションもしくは自社株式オプションの付与または自社の株式の交付に関する注記の対象となる取引に、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が適用される取引を追加することが提案されています(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について8の14、8の16)。

施行期日

本改正案は、改正会社法の施行の日から施行・適用することが提案されています。

なお、改正会社法は、公布の日(2019 年 12 月 11 日)から 1 年 6 月以内の政令で定める日から施行とされており、 2021 年 3 月 1 日から施行することを予定しています。

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC あらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors